

# 令和7年度 御嵩町 伏見地区ごみ・資源物収集日程と分別品目

可燃ごみ	収集日	
	里・洞・青木・稻荷台・高倉	毎週月・木曜日
上記以外の自治会	毎週水・土曜日	

★可燃ごみは祝日等も収集します。(ただし、12月31日から1月3日までは収集しません。)  
★可燃ごみは町指定ごみ専用袋で必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに可燃物集積所へ出してください。  
★夜は絶対に出さないでください。ごみ集積所の付近の人が大変迷惑をします。

## 不燃ごみ(金物類・ガラス類)・粗大ごみ・資源物・特別ごみ収集日

種類	毎月の収集日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源物分別収集	20日		15日		17日		19日		21日		15日	
金物類・ガラス類・粗大ごみ	15火	20火	17火	15火	19火	16火	21火	18火	16火	20火	17火	17火
プラスチック製容器包装	3木	17木	1木	15木	5木	19木	3木	17木	7木	21木	4木	18木
乾電池・陶磁器類				10火							9火	
乾電池・蛍光管・水銀体温計	御嵩町役場・各地区公民館にて隨時回収(閉庁時・休館日を除く)											

★金物類・ガラス類・陶磁器類およびプラスチック製容器包装は町指定の専用袋、粗大ごみは町指定シールで必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに不燃物集積所へ出してください。

★資源物は各自治会・アパートの分別ステーションへ出してください。

★夜は絶対に出さないでください。まちがったごみや資源の出し方をするとごみ集積所や分別ステーション付近の人が大変迷惑をします。

★ごみ集積所や分別ステーションは各自治会・アパートの管理です。

## 資源物分別収集対象品目(15品目)

資源物の収集時間は各自治会・アパートで決められた時間です。



●缶(食品用に限ります)  
■潰さないでゆすいで出してください。  
■油の入っていた缶は出せません。

●ペットボトル(食品用に限ります)  
■潰さないでゆすいで出してください。  
■キャップやふたははずしてください。  
■ラベルははがして出してください。

●ガラスびん(食品用に限ります。ガラスびん以外は出せません)  
■ゆすいで出してください。  
■ラベルはとらないでください。  
■化粧品や油の入っていたびんは、不燃ごみ  
ガラス類にしてください。  
■割れても出せます。  
■キャップやふたははずしてください。

●紙類(ひもで十字にしばってください)  
■紙パックは、内側にアルミニウムを使用せず、  
500ml以上のものが対象です。  
■ダンボールなどについているビニールテープなど、  
取れるものは取つてから出してください。

●家庭用廃食油(機械油等非食品の油は出せません)  
■空きペットボトルに入れてキャップをして出して  
ください。

●古着類  
■洗ってから出してください。  
■ボタン、フスナーやジッパー等は取らないでください。  
■濡れたもの、汚れのひどいもの(ベンキや油汚れなど)、破れたものや臭いのひどいものはごみで出してください。  
■濡れないように、中身の見えるビニール袋に入れて出してください。

## プラスチック製容器包装対象品目 このマークが目印です。



※プラスチック製容器包装は、指定袋に入れて出してください。

※指定袋を出す場所は、各自治会(アパート)の不燃ごみの集積場です。(一部異なる場合があります。)

※指定袋は、スーパー、コンビニなど御嵩町指定ごみ袋取扱店又は御嵩町役場住民環境課、役場出張所で販売しています。

※よく洗っても汚れが落ちない場合は、可燃ごみとして出してください。

※プラスチックの製品(歯ブラシ、ハンガー、おもちゃ、カゴ等)は容器包装ではないため、可燃ごみとして出してください。

※ペットボトルは自治会の分別収集に出してください。

町では収集しないごみ 次のものは収集ができません。販売店等に引取ってもらうか、専門業者に相談してください。

家電6品目(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、揮発油(ガソリン・ベンジン・シンナー等)、灯油、火薬類、多量の発炎筒、トナー、多量の草木類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、原付自転車、エンジン付農機具、消火器、浄化槽、プロパンガス、ポンベ、ピアノ、農薬、容器入りの薬品、注射針、有害性のある薬品類の容器、注射筒、点滴用チューブ、試験管、汚物、汚泥、動物の死骸、鉄骨材(形鋼 厚さ5mm 幅4cm 長さ1m以上のもの)、火災・爆発等の危険性があるもの、鉄材(厚さ6mm 幅30cm 長さ50cm以上のもの)、薬品、医療廃棄物、多量の角材・廃材等(直径10cm 長さ1m以上のもの)、電動自転車、破碎処理できないもの等

問合せ先 御嵩町役場住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111 裏は「資源とごみの出し方」です。

PRINTED WITH SOY INK この印刷物は再生紙を使用しています。